

第1 監査の請求

1 住民監査請求書の提出

令和7年10月15日に、後記2の請求人から、大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）の教諭1名（以下「当該教諭」という。）によって、＊＊＊生徒1名（以下「当該生徒」という。）に対する不適切な職務執行がなされたとして、関連する公金の支出について、当該教諭に対する請求（以下「教諭に係る件」という。）、本件学校の校長（以下「本件校長」という。）に対する請求（以下「校長に係る件」という。）及び教育長に対する請求（以下「教育長に係る件」という。）の3件の請求書が提出された。

2 請求人

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊

3 請求の要旨

(1) 教諭に係る件

当該教諭が、当該生徒に、個別の教育支援計画への虚偽記載、いじめ対応の放棄等の不適切な行為をしたことにより、当該生徒は転校を余儀なくされた。このことは、本来提供されるべき教育サービスが提供されなかつたことを意味し、当該教諭の人事費（給与）は、その目的を逸脱した不当な公金の支出に該当する。また、当該教諭の当該生徒への不適切行為に起因して発生した心理士派遣に関する費用、第三者委員会に関する費用等は、本来必要のなかつた不当な公金支出である。よって、これら府に与えた損害を補填するための必要な措置を講じることを求める。

(2) 校長に係る件

当該生徒に係る第三者委員会は委員選任等の手続が不透明であり、当該生徒に係る心理士の面談はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ対策法」という。）の趣旨を歪めるものであったことから、第三者委員会に関する費用の支出、心理士派遣に関する支出は、違法又は不当な公金の支出である。その他、本件校長による不適切な業務命令、指示に基づいてなされた業務等に従事した教職員の人事費等もまた、不当な公金の支出である。よって、これらの支出につき厳正な監査と必要な是正措置を講じることを求める。

(3) 教育長に係る件

教育長が責任者として関与した当該生徒に係るいじめ重大事態対応及び第三者委員会の設置・運営に関して、実効性を欠いた会議体への委員報酬・会議経費支出、保護者抗議対応に伴う庁内人件費・郵送費、さらには児童を追い詰める方向で費消された教職員人件費は、いずれも違法又は不当な公金支出に該当する。よって、違法又は不当と認められる支出については返還を命じ、再発防止に向けた制度改善を勧告することを求める。

第2 請求の補正、受理及び併合

令和7年10月15日に提出のあった教諭に係る件、校長に係る件及び教育長に係る件の3件の住民監査請求書について、請求人氏名の自署、請求人の住所、請求の趣旨のうち人件費に係る大阪府の財務会計行為の違法性・不当性について具体的に記載するよう補正を求めたところ、請求人から同年11月5日にそれぞれの請求に係る補正書が提出された。

その結果、教諭に係る件、校長に係る件及び教育長に係る件の3件の住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備することが確認できたため、受理することとした。

なお、これら3件の請求については、いずれも、当該教諭により当該生徒に対する不適切な職務執行がなされたことに関連する公金の支出について同一の請求人から提出されたものであることから、3件を併合して審査を行うこととした（以下、併合後の各事件を総称して「本件請求」という。）。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る請求書及び補正書の記載内容から、本件請求の対象事項は、次の(1)乃至(5)の事項とする。

- (1) 令和6年10月15日以降に支払われた当該教諭の人件費（給与）の支出
- (2) 令和6年10月15日以降に支払われた教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員（当該生徒のいじめ重大事態への対応等に関連する職員に限る。以下同じ。）の人件費の支出
- (3) 当該生徒の保護者（以下「本件保護者」という。）対応の事務費・郵送費の支出
- (4) 臨床心理士の派遣費用の支出
- (5) 大阪府立学校いじめ防止対策等審議会調査部会（以下「調査部会」という。）の委員に支払われた報酬及び費用弁償の支出

2 監査の対象としない事項

本件請求では、当該教諭の人事費（給与）に加え、教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員の人事費について、違法又は不当な公金の支出に当たるとして府に与えた損害の補てんをするための必要な措置を講じることを求めていたが、どの期間に支払われた人事費を対象として監査を求めるかは明らかではない。この点、当該生徒は＊＊＊年度に本件学校に入学したのであるから、同年度以降に支払われた人事費に関する損害の補てんを求めていたとも解されるが、令和6年10月15日より前に支払われた人事費は、請求の時点においてその支払から1年以上経過している。

法第242条第2項において、違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除いて、住民監査請求をすることができない旨規定されている。この点、本件請求では、当該教諭の人事費（給与）、教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員の人事費の支払のうち同日より前の支払については、その支払から1年を経過した後に住民監査請求が行われているが、いずれも1年以上経過している理由が記載されていない。

よって、当該教諭の人事費（給与）、教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員の人事費のうち、同日より前に支出されたものについては、住民監査請求の対象とすることはできない。

なお、当該生徒の本件学校への入学から転学までの間の本件学校等のいじめ対応を含む一連の対応（以下「いじめ対応等」という。）自体は大阪府の財務会計行為ではないが、本件請求は、いじめ対応等に関連する公金支出の違法性・不当性を主張するものであることから、かかる公金支出の先行行為として、いじめ対応等の違法性・不当性について、公金支出の違法性・不当性を判断するに当たり必要な範囲において検討する。

3 監査対象機関

本件学校及び大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）

4 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和7年11月21日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設け、同条第8項の規定に基づき、関係職員として本件校長及び教育庁の職員3名を立ち会わせた。

同日、請求人から、別紙1のとおり陳述があった。

5 監査対象機関の陳述

監査対象機関に対し、請求人陳述に引き続き、法第242条第8項の規定に基づく陳述の機会（以下「関係職員陳述」という。）を設け、同項の規定に基づき、請求人及びその代理人1名を立ち会わせた。

同日、関係職員から、別紙2のとおり陳述があった。

この陳述に対して、請求人及びその代理人から別紙3のとおり意見があった。

なお、監査委員は、陳述の日後から令和7年11月27日までの間、請求人から隨時提出の申出があった「陳述補充書」等の提出を認めることとしたところ、以下の内容が関係資料と併せて説明されるなど、請求人から意見が示された。

(1) 令和7年11月24日提出の陳述補充書（同月26日差替え）

- ・「早期からの訴え」の存在と校長の偽証
- ・「オープンクエスチョン」による意図的な事実隠蔽（12月17日面談の事実）
- ・教育長・指導部への「共有・回答」要求の無視（組織的隠蔽）

(2) 令和7年11月26日提出陳述補充書（同月27日到達）

- ・12月18日通話記録が暴く「認知」のすり替えと虚偽答弁
- ・「教育庁への報告」と「組織的黙認」の連鎖
- ・転校後も続く「組織的虐待」の証明
- ・転校手続きにおける「虚偽報告」と「職務怠慢」の証明

(3) 令和7年11月27日提出の最終陳述書

- ・「可罰的違法性」の境界を越える重大な実害と公務執行妨害
- ・児童生徒の基本的人権の侵害と地方公務員法違反
- ・監査請求の本質：「違法」のみならず「不当」な公金支出の是正

6 実地監査

令和7年11月21日請求人陳述及び関係職員陳述終了後、監査委員事務局職員が監査対象機関に対する監査を実施し、当該生徒に係るいじめ重大事態の概要と当該生徒の本件学校への入学から転学までの経緯、当該生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画、当該生徒に係る臨床心理士の派遣に係る支出、当該いじめ重大事態に関する調査部会に係る費用の支出等、前記1の監査対象事項に係る証拠書類等の確認を行うとともに、聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

本件住民監査請求に関して行った前記第3の6の実地監査、請求人が提出した事実証明書、前記第3の4の請求人陳述の内容、前記第3の5の関係職員陳述の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 大阪府いじめ防止基本方針等

ア 大阪府いじめ防止基本方針

本府では、いじめ対策法第12条に基づき、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」を参照し、「大阪府いじめ防止基本方針」(以下「府方針」という。)を定めており、府方針では、学校の設置者及び学校における取組と重大事態が発生した場合の対応について定めている。

府方針では、いじめ対策法第13条に基づく学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしている。

イ 本件学校の学校いじめ防止基本方針

本件学校では、いじめ対策法第13条及び府方針に基づき、「大阪府立＊＊＊＊＊学校 学校いじめ防止基本方針」(以下「学校方針」という。)を定めており、いじめ防止に関する本件学校の考え方、いじめ防止のための組織としていじめ対応委員会を置くこと、いじめの防止のための措置、早期発見、いじめ発見・通報を受けたときの対応、いじめられた児童生徒またはその保護者への支援、いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応について定めており、その概要は次のとおりである。

(ア) いじめ対応委員会

- a 構成員 校長、教頭、担当首席、生活指導部長(生活指導主事)、各学部主事、各学年主任、養護教諭。必要に応じて学級担任等
- b 役割 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割を担うほか、いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであ

るか否かの判断を行う役割、いじめ被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

(イ) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- a いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- b 教職員は事象を発見した場合に一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事、生活指導部、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- c 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- d 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接面会して、より丁寧に行う。

(ウ) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめ対応委員会が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士等の外部人材の協力を得て、対応を行う。

(エ) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(オ) いじめが起きた集団への働きかけ

(カ) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対応委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

情報モラル教育を進めるため、授業等において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

ウ いじめ初期対応のてびき

教育庁では、いじめが生起した後の対処にあたる「課題早期発見対応」「困難課題対応的生徒指導」に焦点をあて、学校において、いじめやいじめの疑いが生起した際に、どのような初期対応を行うべきかをまとめた「いじめ初期対応の手引き」(以下「手引」という。)を作成している。

手引には、いじめ対応の基本的な流れ、いじめ対応のフローチャートなどを掲載している。

(2) 本件請求に係る経緯について

ア 当該生徒の本件学校への入学からいじめ被害の訴えまで

(ア) 本件校長は、＊＊＊年2月19日に、当該生徒の出身＊学校(以下「C＊学校」という。)で行われた引継ぎにより、当該生徒がC＊学校在籍中に発生したいじめ重大事態について把握していた。C＊学校からは、「＊＊＊年度『＊＊市立＊学校 いじめ重大事態』に関する資料」として、＊＊市の第三者委員会の報告書を含む約240ページの資料の引継ぎを受けていた。

(イ) ＊＊＊年3月21日、本件学校の入学説明会があり、当該生徒と本件保護者が参加した。その際、本件保護者が懇談を希望したことから、本件学校の教頭(以下「教頭」という。)は、同年4月以降(入学後)に懇談の機会を設定することとした。

(ウ) 当該生徒の入学に当たり、本件保護者が本件学校に提出した「【学校提出用】個別の教育支援計画(様式1)」の生育歴(特記事項)の欄には、「＊＊時にいじめ重大事態があり、長期間(マ)不登校」「いじめ事案により、＊＊＊＊を発症」との記載があった。

また、本件保護者は、当該生徒への対応について本件学校に要望した。その要望の内容は、本件保護者によれば、①当該生徒が生徒Aを快く思っていないこと、②当該生徒と生徒Aの間に先生が体を入れてでも距離をあけてほしい、生徒Aの隣の席に座らないようにしてほしいなど、合理的配慮を求めるというものであった。

教頭は、＊＊＊年4月当初の当該生徒が所属していたクラスの担任団に、本件保護者の要望を伝え、生徒Aとの距離の取り方や対応の仕方に留意するよう指示した。なお、当該生徒が入学前、放課後等デイサービスで生徒Aとの間でいざこざがあり、生徒Aを快く思っていないことは、C＊学校から引継ぎを受けていなかつたために、本件保護者から要望を受けるまで学校では把握されていなかった。

(エ) ＊＊＊年4月11日、本件保護者は、前記(ウ)の担任団に、電話で、当該生徒の

通学バス乗車時の不安等を説明し、通学バスの座席変更を申し出た。同月 12 日には、本件保護者から教頭に電話があり、通学バスの座席変更を要望した。同日、通学バスの座席変更ができたことから、教頭から本件保護者に、当該生徒が変更した座席で下校する旨連絡した。

- (オ) ***年4月16日、本件保護者が、本件学校に来校し、本件校長及び教頭に対し、同じクラスであった当該生徒と生徒Aのクラス編成の変更を申し入れた。同日、本件学校において、本件保護者の意向を受けてクラスの再編成することが決定され、翌日の同月17日***年の学年懇談会で、クラス替え（再編成）について説明が行われた。
- (カ) ***年5月24日、本件保護者は、教頭に、電話で、通学バスの中でのスマートの使用を禁止するルールについて、理由を確認するとともに、当該生徒に説明するよう要望した。その後、当該教諭、教諭Xを含む3名の教諭により構成されるクラス替え後の当該生徒が所属するクラスの担任団（以下「本件担任団」という。）が、当該生徒にルール説明を行った。
- (キ) ***年5月27日、本件保護者は、教頭に、電話で、①当該生徒と生徒Aとの間で、通話アプリでの複数回の通話でトラブルがあったこと、②学校でトラブルがぶり返すかもしれない、見守ってほしいことを要望した。
- (ク) ***年*月*日、当該生徒が、後期の始業式を欠席した。教諭Xが本件保護者に電話したところ、生徒AがLINEで生徒Bに向かって暴言を吐いたり、スタンプを連續で100回くらい送ったりしており、それを見た当該生徒がしんどくなつたとのことだった。
- (ケ) ***年10月、***年の学年団は、SNSを使用する際の注意事項やモラルについて指導を行うこととし、携帯を所持する者を対象に特別授業を実施した。
- (コ) ***年10月21日、本件保護者から、本件担任団へ文書「当該生徒の様子、当該生徒の抱いている不満や不安について」が連絡帳袋に入つて届き、当該生徒を含めた三者面談の機会を持つこと、それに先立ち本件保護者とのプレ面談の機会を持つこととなつた。
- (サ) ***年10月24日、本件保護者、当該教諭及び教諭Xでプレ面談を実施した。教諭Xは、本件保護者から前記(コ)の文書の内容について話を聞くとともに、当該生徒の学校生活での言動で気になる点を本件保護者に伝えた。
- (シ) ***年10月29日、本件保護者が、教頭に、電話で、同年9月末より発生しているLINE上のトラブルについて、同月24日の教諭Xの言動に対する不信感等について訴えがあった。

(イ) ***年11月5日、当該生徒、本件保護者、当該教諭、***主事及び教頭で三者懇談を実施した。なお、教諭Xは同席しなかった。

イ いじめ被害の訴えからいじめ重大事態認定まで

(ア) ***年11月19日、本件保護者が、教頭に、電話で、*月*日夜に当該生徒も参加していたSNSのチャットルームで、生徒Aが、当該生徒をからかう意図のある発言をしたとして、学校に訴えた。

その後、本件学校で生徒Aに確認したところ、生徒Aは、当該チャットルームに当該生徒がいないと思っていたとのことであった。なお、このチャットルームは、履歴が残らないものであった。

(イ) ***年11月21日、本件保護者から本件校長に電話があり、本件校長が不在であったため教頭が対応した。本件保護者は、教頭に、前記(ア)のチャットルームでの生徒Aの発言について、本件生徒を被害者、生徒Aを加害者とするいじめ事案として対応してほしい旨訴えた。同日、教頭は、いじめの訴えを受けたことについて、教育庁に連絡した。

(ウ) ***年11月22日、学校方針に基づき、第1回いじめ対応委員会が開催され、前記(イ)のいじめ被害の訴えがあったことを共有するとともに今後の対応方針を決定し、この問題をいじめ疑いのある事象として捉え、組織として対応していくことを確認した。同日、教頭が、教育庁に続報するとともに、本件保護者に電話し、いじめ対応委員会を開催したこと、教育庁とも連携をとりながら進めて行くことを連絡した。

(エ) ***年11月27日、第2回いじめ対応委員会が開催され、関係生徒に対する聞き取りの内容や体制等を決定した。同日、教頭が、本件保護者に電話し、経過説明を行った。

(オ) ***年12月3日、教頭は、本件保護者に、電話で、臨床心理士と当該生徒の面談に関する日程確認を行い、同月10日又は17日に本件学校で行うことを提案した。本件保護者は、同月10日に、本件学校以外での実施を希望した。

(カ) ***年12月10日、本件校長は、本件保護者と電話で、当該生徒と臨床心理士との面談の日程について話し合い、同月17日に本件学校以外の場所で実施することとなった。

(キ) いじめ対応委員会は、***年12月11日から同月13日までの3日間で、関係生徒（計7名）の聞き取りを実施した。

(ク) ***年12月12日、当該教諭及び首席が、当該生徒の家庭訪問を行った。家

庭訪問後、第3回いじめ対応委員会が開催され、前記(イ)の聞き取り調査結果（同月13日の調査結果を除く。）の共有、家庭訪問の報告が行われた。

(ケ) ***年12月13日、教頭が、本件保護者に電話で、いじめ対応委員会での検討状況や関係生徒への聞き取り結果等について報告した。

なお、同日頃、本件保護者から、当該生徒と臨床心理士との面談をC＊学校で行ってほしいとの要望があり、本件校長が調整を行い、会場を変更した。

(コ) ***年12月17日、C＊学校で、臨床心理士と当該生徒の面談を実施し、C＊学校に出向いた本件校長及び当該教諭が、本件保護者に対し、臨床心理士を紹介した。

(サ) ***年12月17日、前記(コ)の臨床心理士と当該生徒の面談の実施場所で、本件校長と本件保護者が懇談を行った。本件保護者は、いじめ対応委員会による関係生徒の聞き取り結果からして、いじめ対応委員会の調査は信用できず不信感を抱いていること、これまでの担任らをはじめとする学校側の対応への不満を感じていること、当該生徒の欠席日数が30日を超えていたため、本件事案は「いじめ重大事態」の要件を満たしていることを指摘することなどを記載した文書（以下「いじめ申出書」という。）を本件校長に手渡した。

同日、本件校長は、教育庁を訪れ、状況を報告するとともに、上記の本件保護者からのいじめ申出書を共有した。

(シ) ***年12月18日、第4回いじめ対応委員会が開催され、前記(サ)の本件校長と本件保護者との懇談の概要等について報告が行われ、前記(ア)の同年＊月＊日夜のSNSでの事案に加え、前記ア(ク)の当該生徒が心痛を受けた事案についてもいじめとして認定し、当該生徒の欠席日数が30日超となっていることから、いじめ重大事態と認定した。

ウ いじめ重大事態に関する経緯

(ア) 令和6年12月25日、教育庁は、いじめ対策法第30条第1項に基づき知事に対し府立学校において当該生徒に係るいじめ重大事態が生起したことを報告し、併せて令和7年1月6日、文部科学省へ報告した。

(イ) 令和7年1月14日、教育長は、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）の附属機関である大阪府立学校いじめ防止対策等審議会に対し、「本件は、被害生徒側が学校等に対して不信感を抱いていることなどから、教育委員会は、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られない」と判断し、「当該の学校ではなく教育委員会において調査を実施することとしました」として、調査部会を設置し

て調査する旨諮問し、了承を得た。

その後、教育庁から、本件保護者に、当該生徒に係るいじめ重大事態について第三者委員会として調査部会を設置して調査する旨を報告し、委員のメンバーは府内の専門家等より選任する旨伝えたところ、本件保護者から、委員については府外の方からメンバーを選任してほしい旨の要望があった。本件保護者の要望に添う形で、府外からメンバーを選任することが決定された。なお、これまで府外からメンバーを選任したことことがなかったことから、候補者の選出や調整に時間を要した。

- (ウ) 令和7年2月26日、教育長は、調査部会の委員候補者3名に同年3月1日から令和8年3月31日までの期間の委員就任の依頼を行い、いずれも了承を得た。なお、令和7年3月1日付け委嘱状は、後記(エ)の第1回調査部会の際に手交した。
- (エ) 令和7年3月24日、第1回調査部会が開催され、当該生徒に係るいじめ重大事態の概要説明、調査方針、調査方法の検討が行われ、被害者側（当該生徒及び本件保護者）との面談を行うこととなった。
- (オ) 令和7年4月8日、調査部会が本件保護者と面談を行った。
- (カ) 前記(オ)の本件保護者との面談後、関係生徒らへの聞き取り項目の整理を行うとともに、聞き取り対象生徒への事前説明等を行った後、令和7年6月17日、調査部会は、関係生徒らに対する聞き取り調査を開始し、以降同年9月までに7回の聞き取り調査を実施した。また、調査部会は、当該生徒の面談も行いたい旨本件保護者に依頼したが、本件保護者の了承が得られず、面談は行われていない。なお、本件請求時点において、調査部会は聞き取り調査の結果の精査を進めている状況である。

エ 本件保護者からの転学申出に関する経緯

- (ア) ***年5月12日、本件保護者が、本件校長に電話で、当該生徒の転学を希望し、翌日の同月13日、本件保護者から**市立D*学校（以下「D*学校」という。）への転校を強く希望する旨の「転校要望書」が提出された。本件校長は、同要望書を教育庁と共有した。
- (イ) ***年5月、本件校長は、教育庁に当該生徒の転学に関する相談を開始したところ、教育庁は、本件校長に対し、特段やむを得ない事情がある場合を除き、本件学校に在籍を続けられるように検討するよう指示するとともに、本件保護者にその旨を伝えた。

- (ウ) ***年6月6日、本件保護者から、当該生徒の診断書が提出された。同診断書には、当該生徒が本件学校への復帰が困難である旨が記載されていた。
- (エ) ***年6月10日、府教委は、前記(ウ)の診断書における記載を考慮し、当該生徒の転学を進めることとした。本件校長は、電話で、D*学校の見学を行うことについて本件保護者の了承を得た。
- (オ) ***年6月20日及び同月30日、当該生徒と本件保護者は、D*学校の見学を行った。
- (カ) ***年7月3日、府教委は、**市教育委員会（以下「市教委」という。）に当該生徒の転学協議の申入れを行い、市教委はこれを了承した。
府教委から市教委あての「転学に係る生徒の状況について」と題する文書は、転学に係る手続に必要な文書として市教委に送付されたものである。
- (キ) ***年7月4日、教育庁より本件保護者に電話し、D*学校への転学が決まった旨を連絡した。
- (ク) ***年*月*日、当該生徒は、本件学校からD*学校へ転学した。
- (ケ) 当該生徒に係る***年度の個別の教育支援計画は、転学に当たりD*学校に引き継ぐべきものであったが、***年*月の転学時には引き継ぐことができなかつた。個別の教育支援計画を転学先等への引継ぎ等の目的で利用する場合には、保護者の了承が必要であるところ、本件学校で本件保護者の意向も聞いて作成した暫定版の個別の教育支援計画を同年11月に本件保護者が受け取り、特段修正の意思が示されなかつたことから、本件学校及び府教委では当該暫定版の計画を完成版として扱うこととし、その旨市教委に報告した。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

ア 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付け19文科初第125号）において、特別支援教育を行うための必要な取組として、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用及び「個別の指導計画」の作成が掲げられている。

個別の教育支援計画は、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成される計画で、教育機関が中心になつて作成される。また、個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもので、教育課程を具体化し、障がいのある

児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

イ 本件学校での個別の教育支援計画と個別の指導計画について

(ア) 個別の教育支援計画

本件学校での個別の教育支援計画は、マニュアルである「個別の教育支援計画・A²」に沿って、個別の教育支援計画における目標や手立てを検討・作成し、共通認識を図るためのA²と呼ばれるツールを使用して作成されている。

各学級の担任団（2～4人）は、児童生徒のアセスメントを行い、レーダーチャートにあらわれる強み、弱み、また行動観察等から得られた実態把握の状況を踏まえて、「自己調整と社会性」、「ことば」、「学習」、「生活動作」等に分けて、必要な年間目標を設定する。

「合理的配慮などの支援方法」には、目標に対してどのような支援をするかを書くものであるところ、A²にはアイデアリストがあり、それを参考にしながら担任団が設定する。

本件学校での＊＊＊年度の作成スケジュールは、概ね次のとおりである。

- ・ 4月末～5月中旬 「学校提出用 個別の教育支援計画」（様式1）の入力、A²アセスメントトレーダーの入力
(様式1の記載事項：名前、生年月日、住所、家族構成、診断名・疾病等の特徴、療育・相談等の状況等)
- ・ 6月 「実態・目標・支援方法」（様式2）の「実態把握」、「長期目標」、「合理的配慮などの支援方法」の記入
- ・ 6月末～7月上旬 学級担任による第一次チェック後、部主事・学部主事・指導教諭による第二次チェック。その後管理職へ提出
- ・ 7月末 夏季懇談会で、保護者に「学校提出用 個別の教育支援計画」（様式1）及び「実態・目標・支援方法」（様式2）を開示し、合意形成の用紙にサインをもらう。
- ・ 2月初旬～中旬 「評価の経年変化」（様式3）の「評価・できるようになったこと・その状況／セッティング」の記入
- ・ 2月下旬 冬季懇談会で、保護者に「評価の経年変化」（様式3）を説明する。
次年度に向けたアンケートを配付し、修了式までに回収する。

(イ) 個別の指導計画

本件学校の個別の指導計画は、教務部が作成したマニュアルに沿って、各教科

の担当者又は各学級の担任の連名で記載され、各教科のサブ担当者又は教務担当による一次チェック、学部付首席等による二次チェックを経て、管理職に提出される。個別の指導計画における自立活動に関する目標の設定においては、個別の教育支援計画のアセスメントレーダーから導き出された項目を記載することになっている。

個別の指導計画は、6月下旬、前期終業式及び年度末修了式で保護者に配付されている。事前の保護者による確認・承認の手続等はない。

ウ 当該生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

(ア) * * *年度

a 個別の教育支援計画

* * *年度の個別の教育支援計画は、前記イ(ア)のスケジュールに沿って、当該教諭を含む本件担任団により作成された。

前記(2)ア(ウ)のとおり、入学当初に本件保護者から提出された「【学校提出用】個別の教育支援計画（様式1）」には、「生育歴（特記事項）」の欄に「＊＊時にいじめ重大事態があり、長期間（ママ）不登校」「いじめ事案により、＊＊＊＊を発症」との記載があったものの、＊＊＊年7月の教諭X、当該教諭及び本件保護者での夏季懇談時に、個別の教育支援計画の目標部分の確認を行ったところ、本件保護者からは特に意見はなかったことから、記載内容の修正を行わなかつた。

* * *年2月、当該教諭及び学部付首席は、冬季懇談時に、本件保護者から、「実態・目標・支援方法」（様式2）の目標箇所の修正を依頼されたが、既に評価を終えた冬季での対応は困難であることから、次年度の計画作成時に改めて目標設定に関して相談することを提案し、記載内容の修正を行わなかつた。

b 個別の指導計画

* * *年度の個別の指導計画は、前記イ(イ)の手順に従って、本件担任団を含む当該生徒の学年の担任団9名により作成され、本件保護者に配付された。

(イ) * * *年度

a 個別の教育支援計画

* * *年度の個別の教育支援計画の「学校提出用 個別の教育支援計画」（様式1）については、＊＊＊年4月30日の同年度の担任団と本件保護者での懇談の際、本件保護者と確認を行ったが、「実態・目標・支援方法」（様式2）については、前記(2)エ(ケ)のとおり同年＊月に当該生徒が転学するまでに本件保

護者との合意形成ができていなかった。

個別の教育支援計画は、本件保護者との合意形成後完成したものを転学先のD＊学校に引き継ぐ必要があったことから、作成中の個別の教育支援計画の案を厳封した上で、市教委と協議の上、本件校長等が転学先のD＊学校に持参して預ける方式で本件保護者に渡す手法で本件保護者と調整を行うこととした。D＊学校への引継ぎを念頭に本件保護者が暫定版の個別の教育支援計画を同年11月に受領したことから、本件学校及び府教委では当該暫定版の個別の教育支援計画を完成版として扱うこととし、府教委から市教委へその旨報告した。

なお、「実態・目標・支援方法」（様式2）には、特記事項として別紙が添付されており、「＊年次「個別の教育支援計画」の重大な誤謬の訂正」として、「＊年次の「個別の教育支援計画」には、特記事項の「自分に注目してほしいという気持ちからその場から逃避したり、不安定になったりする」という記述があったが、それは本人の実態とは乖離している」との表現の記載がある。

b 個別の指導計画

＊＊＊年度の個別の指導計画は、各教科等の単元の学習内容、個別の目標については、マニュアル等に沿い、＊＊＊年5月中旬から6月上旬に作成し、前記(2)エ(オ)のD＊学校見学の際に本件保護者に手渡した。

(4) 当該教諭の当該生徒に対する対応等について

本件学校では、複数担任制を敷いており、担任するクラスの生徒には、当該クラスの担任団で対応・取組を行うこととしており、児童生徒ごとに主に担当する特定の教員が決められているわけではない。

生活場面（服装、言葉づかい、友だちや先生との距離感など）や喫食場面（食具の使い方や食事マナーなど）の指導・支援は担任団が主に担い、学習場面は、各教科の学習グループ担当者が、教科学習での指導・支援を担っている。

当該教諭は、クラス再編成後＊＊＊年度の3名で構成する本件担任団のうちの一人である。当該教諭は、本件担任団の他の2人とともに当該生徒の生活面の指導・支援を行うとともに、保健体育科教員として保健体育の主たる担当者であり、職業教育の主たる担当者であった。

本件保護者から当該生徒に関する要望や相談があった場合は、本件担任団の全員でそのことを共有するとともに、学年団のほか、＊＊＊主事、学部付首席、教頭、本件校長を含めて共有し、その対応を実施している。

また、当該生徒の＊＊＊年度の個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、前記(3)

ウ(ア) a 及び b のとおり本件担任団の全員で作成したものであって、当該教諭が単独で作成したものではない。なお、＊＊＊年 7 月の夏季懇談時に、当該生徒の個別の教育支援計画の目標部分の確認を行ったところ、本件保護者からは特に意見がなかったことは前記(3) ウ(ア) a のとおりである。

(5) 当該生徒の臨床心理士との面談について

ア いじめられた生徒の支援について

手引のいじめ対応フローチャートには、いじめの被害を受けた生徒への支援として、「SCなどを活用して精神的なケアといつでも相談できる場をつくる」ことが記載されており、学校方針には、いじめられた児童生徒又はその保護者への支援として、「状況に応じて、臨床心理士等の外部人材の協力を得て、対応を行う」ことが記載されている。

イ 当該生徒への臨床心理士派遣について

(ア) 前記(2)イ(イ)の本件保護者のいじめの訴えを受けて本件学校で調査を進める中、いじめ対応委員会において当該生徒に対し臨床心理士の派遣が必要と判断された。

(イ) 前記(2)イ(オ)及び(カ)の本件保護者との日程調整を経て、前記(2)イ(コ)のとおり、＊＊＊年 12 月 17 日、当該生徒と臨床心理士の面談が C＊学校で行われた。当該教諭は、当該生徒と臨床心理士との引き合わせ及び話しやすい雰囲気づくりのために、面談の場に最初の 20 分程度立ち会い、その場を退出した。臨床心理士のカウンセリングは、当該教諭が面談の場を退出した後に行われた。

臨床心理士と当該生徒との面談は、計 5 回、第 1 回目乃至第 4 回目は C＊学校で、第 5 回目が D＊学校で、概ね月 1 回必要に応じて行われた。第 2 回目は、冒頭、上記と同様の理由で本件学校の＊＊＊主事が立ち会ったが、第 3 回目以降は本件学校の教職員の立会いはなかった。

(ウ) 臨床心理士には、勤務した 1 時間当たり 2,920 円の報酬と通勤に要する費用が支払われることとなっており、当該生徒に係る臨床心理士派遣に関しては、＊＊＊年度中に 10 時間分（面談 4 回分を含む。）、＊＊＊年度に 2 時間分（面談 1 回分）の報酬と通勤に要する費用が支払われており、監査を実施した限りにおいて、支出手続に不適切な点はなかった。

(6) 調査部会について

ア 調査部会の設置、委員の選任、活動等については前記(2)ウ(イ)乃至(カ)のとおりであり、本件請求時点においては、調査部会は聞き取り調査の結果の精査を進めている状況である。

イ 調査部会の委員の報酬は、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会規則(平成26年大阪府教育委員会規則第10号)第11条第1項の規定により日額9,800円、同条第2項の規定により、委員が、いじめを受けたと思われる児童等、いじめを行ったと思われる児童等、その保護者などに対する質問票の使用若しくは聴取による調査の実施、当該調査により収集した情報の検証又は調査の結果に係る報告書の作成に関する業務に従事する場合は、1時間につき9,800円とされており、1時間未満の端数が30分以上のときは当該端数を切り上げて1時間とし、1時間未満の端数が30分未満のときは当該端数を切り捨てている。また、同規則第12条の規定により、費用弁償として職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額が支給されることになっている。

ウ 前記(2)ウ(イ)の委員委嘱以降、令和7年9月までの業務に対して委員に支払われた経費は次のとおりであった。また、調査部会の会議は、府の施設内会議室等又はWEB会議で行われており、会場使用料等の費用は発生していない。

・藤田翔一委員(以下「委員1」という。)

令和7年3月分	報酬 19,600円	費用弁償 940円
令和7年4月分	報酬 39,200円	費用弁償 840円
令和7年5月分	報酬 なし	費用弁償 なし
令和7年6月分	報酬 71,050円	費用弁償 1,680円
令和7年7月分	報酬 68,600円	費用弁償 1,680円
令和7年8月分	報酬 19,600円	費用弁償 840円
令和7年9月分	報酬 29,400円	費用弁償 840円

・塚本静香委員(以下「委員2」という。)

令和7年3月分	報酬 19,600円	費用弁償 940円
令和7年4月分	報酬 63,700円	費用弁償 1,360円
令和7年5月分	報酬 29,400円	費用弁償 なし
令和7年6月分	報酬 58,800円	費用弁償 なし
令和7年7月分	報酬 58,800円	費用弁償 2,720円

令和7年8月分 報酬 58,800円 費用弁償 1,360円

令和7年9月分 報酬 49,000円 費用弁償 2,720円

・富江英俊委員（以下「委員3」という。）

令和7年3月分 報酬 19,600円 費用弁償 940円

令和7年4月分 報酬 29,400円 費用弁償 2,580円

令和7年5月分 報酬 9,800円 費用弁償 なし

令和7年6月分 報酬 44,100円 費用弁償 なし

令和7年7月分 報酬 58,800円 費用弁償 5,160円

令和7年8月分 報酬 9,800円 費用弁償 なし

令和7年9月分 報酬 19,600円 費用弁償 5,160円

なお、監査を実施した限りにおいて、委員1の令和7年6月分の報酬に2,450円の過払があること、委員2の同年4月分の報酬及び委員3の同年6月分の報酬にそれぞれ4,900円の支払不足があることが判明した。これらは、いずれも業務従事時間の計算（30分以上の端数は切上げ、30分未満の端数は切捨て）を誤ったことによるものであった。教育長は、これらの誤りを是正するため、同年12月10日に、委員2及び委員3の支払不足額に係る支出命令を行うとともに、委員1に過払額の返還を求める返納通知書を発し、同月11日に委員1が納付したことを確認した。なお、その他の支出手続に不適切な点はなかった。

（7）当該生徒の出席状況

当該生徒の＊＊＊年10月から＊＊＊年6月までの出席状況は、次のとおりである。当該生徒は、＊＊＊年＊月＊日から欠席しがちになり、同年12月から＊＊＊年3月までは、3月に＊日のみ登校できたのみであったが、同年4月は欠席＊日で概ね出席できていた。なお、当該生徒は、同年＊月＊日以降D＊学校に転学するまでの間は出席していなかった。

	授業日数	出席日数	欠席日数
＊＊＊年10月	22日	＊日	＊日
＊＊＊年11月	20日	＊日	＊日
＊＊＊年12月	16日	＊日	＊日
＊＊＊年1月	17日	＊日	＊日
＊＊＊年2月	18日	＊日	＊日

＊＊＊年3月	13日	＊日	＊日
＊＊＊年4月	16日	＊日	＊日
＊＊＊年5月	21日	＊日	＊日
＊＊＊年6月	20日	＊日	＊日

2 判断

(1) 請求人の主張について

請求人は、当該教諭、本件校長及び教育長によるいじめ対応等に関する職務遂行が不適切であり、前記第3の1に掲げる人件費又は経費の支出が違法又は不当であるとして、当該教諭、本件校長及び教育長に対し、これらの支出につき返還等の是正措置を求めている。

(2) 財務会計行為の前提となる原因行為の違法性又は不当性について

ア 原因行為の違法性又は不当性と公金支出の違法性又は不当性について

前述のとおり、当該教諭、本件校長及び教育長によるいじめ対応等は、それ自体は府の財務会計上の行為とはいえないが、本件請求は、いじめ対応等に関連する公金支出の違法性・不当性を主張するものであることから、かかる公金支出の先行行為として、いじめ対応等の違法性・不当性について、公金支出の違法性・不当性を判断するに当たり必要な範囲において検討する。

イ 本件請求に至るまでの経緯について

(ア) 当該生徒の本件学校への入学からいじめ被害の訴えまで

前記1(2)ア(ア)のとおり、①本件学校では、当該生徒の入学に当たり、＊＊＊年2月19日にC＊学校から当該生徒に係る＊学校時代のいじめ重大事態を含めて引継ぎを受け合理的な配慮が必要な生徒であることを認識していたとみられる。

前記1(2)ア(イ)乃至(ス)の経緯からすると、同年＊月＊日の生徒AのLINEに起因して当該生徒が心痛を受けたことにより本件保護者から文書が送付されたことを受けて、＊＊＊＊年の授業においてSNSを使用する際の注意喚起等を行ったほか、本件保護者とのプレ面談を経て当該生徒を含めた三者面談の機会を持っており、当該生徒が安心して学校生活を送れるよう一定の対応に努めていたことは窺える。

一方、前記1(2)ア(ウ)のとおり、当該生徒の入学当初から、本件保護者は、①

当該生徒の入学に当たり、「【学校提出用】個別の教育支援計画（様式1）」の生育歴（特記事項）の欄に、「＊＊時にいじめ重大事態があり、長機（ママ）間不登校」「いじめ事案により、＊＊＊＊を発症」と記載し、当該生徒と生徒Aの間に先生が体を入れてでも距離をあけてほしい、生徒Aの隣の席に座らないようにしてほしいなど、合理的配慮を求めていたところ、これに対してC＊学校時代のいじめ重大事態等を経験し、＊＊＊＊と診断された子どもを持つ本件保護者の思いを本件学校が十分に共有し、共感的に対応できていたかについては更なる検証の余地がないとはいえない。

しかしながら、この点が本件保護者の本件学校に対する不満や不信につながった事情は窺われるものの、前記のとおり本件学校としてもこれに対応して一定の有効な措置を執っていることを踏まえると、後記（オ）の当該生徒に係る個別の教育支援計画の記載に関わって、当該教諭をはじめとする本件学校と本件保護者の間で認識の相違があったことは別として、必ずしも本件学校の対応が不適切であったとまで認めることはできない。

以上のことからすると、当該生徒の本件学校への入学からいじめ被害の訴えまでの本件学校の当該生徒に係る対応に関し、一連の対応が不適切なものであったということはできない。

（イ）本件保護者からのいじめ被害の申出からいじめ重大事態認定まで

前記1（2）イ（ア）乃至（イ）、（キ）乃至（ケ）、（サ）及び（シ）の経緯からすると、①＊＊＊年＊月＊日夜、当該生徒も参加していたSNSのチャットルームで、生徒Aが当該生徒を明らかにからかう意図のある発言をしたとして、同月21日本件保護者がいじめ事案として対応してほしい旨本件学校に訴えた後、教頭が教育庁に連絡し、この訴えを共有したこと、②本件保護者の訴えの翌日の同月22日、学校方針に基づき第1回いじめ対応委員会が開催され、この問題をいじめ疑いのある事象として捉え、組織として対応していくことを確認し、教育庁に続報するとともに、本件保護者に教育庁とも連携をとりながら進めて行くことを連絡したこと、③同月27日、第2回いじめ対応委員会が開催され、関係生徒に対する聞き取りの内容や体制等を決定し、本件保護者に経過説明を行ったこと、④同年12月11日から同月13日までの3日間、いじめ対応委員会は関係生徒（計7名）の聞き取りを実施したこと、⑤同月12日、当該教諭ほか1名が当該生徒の家庭訪問を行い、家庭訪問後に第3回いじめ対応委員会が開催され、翌日の同月13日に本件保護者にいじめ対応委員会での検討状況や関係生徒への聞き取り結果等について報告したこと、⑥同月17日、本件保護者がいじめ申出書を本件校長に手渡し、同日、本件校長は、

教育庁に状況を報告するとともに、いじめ申出書を共有したこと、⑦同月18日、第4回いじめ対応委員会が開催され、同年＊月＊日夜のSNSでの事案に加え、同年＊月＊日の当該生徒の心痛を受けた事案についてもいじめとして認定し、当該生徒の欠席日数が30日超となっていることからいじめ重大事態と認定したことが認められ、手引に沿って、いじめ対応委員会の開催、調査、検討が行われ、本件保護者にも情報が提供されているとみられる。

加えて、前記1(2)イ(オ)、(カ)、(ケ)及び(コ)の経緯からすると、臨床心理士と当該生徒の面談は、本件保護者の要望を受け、本件学校以外の場所で実施するための調整を行い、当該生徒及び本件保護者に配慮した運用がなされているといえる。なお、第1回目と第2回目の面談の場の冒頭、当該生徒と臨床心理士との引き合せ及び話しやすい雰囲気づくりのために、当該教諭等が立ち会っていたことによって直ちに臨床心理士派遣の効果が得られなくなるものではなく、ひいては、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識して行われるべきであるなどとするいじめ対策法の趣旨を歪めるものとはいえない。

以上のことからすると、本件保護者からのいじめ被害の申出からいじめ重大事態認定までの本件学校の対応は、不適切なものであったということはできない。

(ウ) いじめ重大事態認定後の対応

前記1(2)ウ(ア)乃至(カ)のとおり、①教育庁は、当該生徒に係るいじめ重大事態について知事及び文部科学省に報告を行ったこと、②府教委は、被害生徒側が学校等に対して不信感を抱いていることなどから、「学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断し、当該の学校ではなく教育委員会において調査を実施する」ため、いじめ対策法第28条の規定に基づき文部科学省のガイドラインに沿って大阪府立学校いじめ防止対策等審議会に調査部会を設置するべく、令和7年1月14日、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会に対し、諮問し、了承を得たこと、③その後、府教委は、本件保護者に調査部会を設置して調査する旨を報告した際、本件保護者に委員のメンバーは府内の専門家等より選任する旨伝えたところ、委員については府外の方からメンバーを選任してほしい旨の要望があり、本件保護者の要望に添う形で、府外からメンバーを選任することが決定されたこと、④これまで府外からメンバーを選任したことがなかったことから、候補者の選出や調整に時間を要したこと、⑤同年2月26日、教育長は、調査部会の委員候補者3名に同年3月1日から令和8年3月31日までの期間で委員就任の依頼を行い、いずれも了承を得たこと、⑥令和7年3月24日、第1回調査部会が

開催され、その際に3月1日付け委嘱状を各委員に手交したこと、⑦同年4月8日、調査部会が本件保護者と面談を行ったこと、また、調査部会は、当該生徒の面談も行いたい旨本件保護者に依頼したが、本件保護者の了承が得られず、面談は行われていないこと、⑧調査部会は、本件保護者との面談後、関係生徒らへの聞き取り項目の整理を行うとともに、聞き取り対象生徒への事前説明等を行った後、同年6月17日から同年9月までに7回の聞き取り調査を実施したこと、⑨本件請求時点において、調査部会は聞き取り調査の結果の精査を進めている状況であることが認められる。

以上のことからすると、当該生徒に係るいじめ重大事態の認定後、いじめ対策法及び府方針に沿って対応が進められ、当該生徒及び本件保護者に配慮した運用が一定なされていることから、調査部会が実効性を欠いているとはいえず、当該生徒に係るいじめ重大事態の認定後の対応が不適切なものであったということはできない。

(イ) 保護者からの転学申出以降の学校の対応について

前記1(2)エ(ア)乃至(ク)の経緯からすると、①＊＊＊年5月13日、本件保護者からD＊学校への転学を強く希望する旨の「転校要望書」が提出され、本件校長は、同要望書を教育庁と共有したこと、②教育庁は、教育効果を考慮し、本件校長に対し、特段やむを得ない事情がある場合を除き、本件学校に在籍を続けられるように検討するよう指示するとともに、本件保護者にその旨を伝えたこと、③同年6月6日、本件保護者から、当該生徒が本件学校への復帰が困難である旨記載された診断書が提出されたことから、同月10日、府教委は、同診断書における記載を考慮して当該生徒の転学を進めることとし、本件校長は、本件保護者にD＊学校の見学を提案し、本件保護者も了承したこと、④同月20日及び同月30日、当該生徒と本件保護者が、D＊学校の見学を行ったこと、⑤同年7月3日、府教委は、市教委に当該生徒の転学協議の申入れを行い、市教委がこれを了承したこと、⑥同月4日、教育庁より本件保護者にD＊学校への転学が決まった旨を連絡し、＊月＊日、当該生徒はD＊学校へ転学したことが認められる。

なお、前記1(2)エ(ケ)のとおり、当該生徒に係る＊＊＊年度の個別の教育支援計画は、転学に当たりD＊学校に引き継ぐべきものであったが、転学時には引き継ぐことができなかつたが、個別の教育支援計画を転学先等への引継ぎ等の目的で利用する場合には、本件保護者の了承が必要であるところ、後記(オ)において述べるとおり、当該生徒の＊＊＊年度の個別の教育支援計画の記載内容から、本件保護者において当該生徒の指導・支援に影響したとして不満を募らせることと

なり、本件学校に不信感を抱いたという事情につながったことが窺われ、その結果本件保護者との合意が得られなかつたものとみられるのであり、そのことが転学事務に影響した可能性が全くないとはいえない。

その後、本件学校では、当該生徒の＊＊＊年度の個別の教育支援計画について、本件保護者の意向も取り入れつつ市教委と調整を行つたことにより、同年11月に本件保護者が本件学校で作成した暫定版の個別の教育支援計画を受け取り、特段修正の意思が示されなかつたことから、本件学校及び府教委では当該暫定版の計画を完成版として扱うこととし、その旨市教委に報告したことが認められる。

以上のことからすると、本件校長は、教育効果を考慮した教育庁の指示を受けて当該生徒が本件学校に在籍を続けられるように検討していたとみられるとともに、本件保護者の意向も取り入れつつ、個別の教育支援計画のD＊学校への引き継ぎ調整も行っており、本件校長及び教育庁が、当該生徒の転学を妨害したとは認められない。

(オ) 当該生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

前記1(3)ウ(ア)aのとおり、＊＊＊年度の当該生徒に係る個別の教育支援計画については「個別の教育支援計画・A²」に沿つて作成され、7月の夏季懇談時に本件保護者は、「実態・目標・支援方法」(様式2)の記載内容に特段の意見を述べなかつたとみられるが、前記1(3)ウ(イ)aによれば、当該生徒の＊＊＊年度の個別の教育支援計画の「実態・目標・支援方法」(様式2)には、特記事項として別紙が添付されており、「＊年次「個別の教育支援計画」の重大な誤謬の訂正」として「＊年次の「個別の教育支援計画」には、特記事項の「自分に注目してほしい」という気持ちからその場から逃避したり、不安定になつたりする」という記述があつたが、それは本人の実態とは乖離している」という表現の記載があつたことを踏まえると、本件保護者からみて、＊＊＊年度の個別の教育支援計画において適切でないところがあり、これが当該生徒の指導・支援に影響したとして、本件学校に不満や不信の念を抱くことにつながつたことが窺われる。

この点、個別の教育支援計画は、マニュアルである「個別の教育支援計画・A²」によれば、担任団による記入の後、複数のチェックを経て管理職に提出されるとのプロセスを経て作成されるものであるところ、＊＊＊年7月の夏季懇談時に、本件保護者の真意を十分に反映する機会を逸し、＊＊＊年2月の冬季懇談時に本件保護者が修正を求めるまでの間、本件保護者との間における認識の相違が組織的に把握されず、本件保護者の真意が教育・指導に活かされていなかつた点は、個別の教育支援計画の作成・実施の目的からすれば、必ずしも適切なものであつ

たということはできない。もとより、個別の教育支援計画は児童生徒の支援にとって重要な計画であり、実態把握が正確性や適切性を欠くことにより当該児童生徒の指導や支援に好ましくない影響を及ぼすことがないようにすることが望まれるが、しかしながら、＊＊＊年度の個別の教育支援計画の記載において本件保護者の認識との相違がみられ、＊＊＊年2月の冬季懇談時に本件保護者から修正を求められるまでの間、相違があることが組織的に把握されていなかつたことをもって、当該記載が事実の歪曲であるとか虚偽であったとまでいふことはできない。

なお、＊＊＊年度の当該生徒に係る個別の教育支援計画の作成の経緯は前記1(3)ウ(イ)aのとおりであって、これをもって当該生徒の転学を妨害したと認められないことは前記(エ)で述べたとおりである。

また、当該生徒に係る＊＊＊年度及び＊＊＊年度の個別の指導計画については、前記1(3)ウ(ア)b及びウ(イ)bのとおり、いずれも教務部が作成したマニュアルに沿って作成され、本件保護者に配布されており、特段の問題は見当たらない。

以上のことからすると、本件において、当該生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・実施について、当該教諭らがあえて事実を歪曲して虚偽を記載したなどその趣旨目的を没却するような不適切な事実や経緯があったと認めるることはできない。

なお、前記1(3)イ(ア)及び(イ)のとおり、本件学校での個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、いずれも教職員が業務として作成するものであって作成に関する費用は発生していない。

ウ 請求人の主張の検討

(ア) 当該教諭の人事費に関する請求について（前記第3の1(1)関係）

請求人は、当該教諭が、本件生徒に対する個別の教育支援計画への虚偽記載を行い、あるいは、いじめ被害の訴えを放置するなど、不適切な職務遂行を行ったとして、当該教諭の人事費の支給が違法・不当である旨を主張する。

職員が給料の支給を受けることは、不支給や減額、あるいは返還や差止めの根拠となるような懲戒又は分限の措置を受けない限り、職員の権利とされている。当該教諭は、当該生徒のいじめ事案への対応に関して、懲戒又は分限の措置をすでに受けた事実は認められない。

また、前記イ(ア)乃至(オ)のとおり、当該教諭を含む本件学校におけるいじめ対応等は、不適切なものであったということはできず、当該教諭が担任団の一員と

して関与した行為（作為行為・不作為行為を含む。）をもって、違法又は不当な行為であるとして、又は当該教諭の適格性の欠如を微表する事実として、当該教諭に懲戒又は分限の措置を行わないことが、府教委の裁量を逸脱・濫用するものとはいえない。

そうすると、府教委が、当該教諭に対して懲戒又は分限の措置を行わないことが、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものとは解し得ないから、懲戒又は分限の措置を行わないことを前提として、当該教諭に所定の人事費を支給したことが、財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものということはできない（最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決（昭和61年（行ツ）第133号事件）参照）。

もとより、当該教諭が勤務時間中に従事したいじめ対応等が、前述のとおり、不適切なものであったということができない点に照らせば、これを職務専念義務に違反したとみることもできない。

以上によれば、当該教諭の人事費に関する支出に違法又は不当な点は見当たらない。

(イ) 教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員の人事費に関する請求について（前記第3の1(2)関係）

請求人は、いじめ対応等に関する教育長、本件校長並びに本件学校及び教育庁の職員（以下、この項において「職員等」という。）の人事費は、組織的隠蔽、本件保護者への責任転嫁、当該生徒を追い詰め当該生徒の権利を侵害する方向で費消された不当な支出である旨主張する。

しかしながら、前記(ア)で述べたとおり、職員が給料の支給を受けることは、不支給や減額、あるいは返還や差止めの根拠となるような懲戒又は分限の措置を受けない限り、職員の権利とされているところ、職員等が、いじめ事案対応等に関して、懲戒若しくは分限の措置又はこれに準ずる内容の措置をすでに受けた事実は認められない。

加えて、前記イに認定したところによれば、個別の教育支援計画の記載内容について、本件保護者との間における認識の相違が組織的に把握されていなかった点は必ずしも適切なものであったということはできないものの、全体として、職員等のいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、当該生徒のいじめ事案に関する一連の対応は、本件学校が共同して、必要に応じて教育庁の指示に基づいて行われたものである。そうすると、前記(ア)のとおり、職員等に懲戒若しくは分限の措置又はこれに準ずる内容の措置を行わないことが、府教委等の

任命権者の裁量を逸脱・濫用するものとはいえない、これを前提として、職員等に所定の人事費を支給したことが、財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものということはできない。もとより、職員等が職務専念義務に違反したとみることもできない。

以上によれば、職員等の人事費に係る支出に、違法又は不当な点は見当たらぬ。

(ウ) 本件保護者対応の事務費・郵送費（前記第3の1(3)関係）

- a 請求人は、本件保護者抗議対応のために要した郵送費・事務費は回答拒否の体裁に過ぎず、府民の財産を無駄に費やしたものである旨主張する。

この点、最高裁第一小法廷昭和60年9月12日判決（昭和55年（行ツ）第84号事件）の趣旨に照らすと、公金の支出が違法又は不当となるのは、単にそれ自体が違法又は不当な場合だけではなく、その財務会計行為の前提となる行為が公金の支出の直接の原因をなす場合にあっては、その原因となる行為が違法又は不当である場合の公金の支出も違法又は不当となる。

- b 前記イのとおり、当該生徒のいじめ対応等は、不適切なものであったということができないから、この点をもって、本件保護者対応に要した経費の支出が違法又は不当なものということはできない。

なお、前記1(3)ウ(イ)aのとおり、当該生徒の個別の教育支援計画は、本件保護者との合意形成後完成したものを転学先のD*学校に引き継ぐ必要があったが、当該生徒が転学するまでに本件保護者との合意形成ができていなかつたことから、本件校長等が転学先のD*学校に持参して預ける方式で本件保護者に渡すという手法を探ったことが認められるが、個人情報である個別の教育支援計画について、市教委と協議の上で上記の手法をとったことは、直ちに不合理とまではいえない。

- c 以上によれば、本件保護者対応の事務費・郵送費に係る支出に、違法又は不当な点は見当たらない。

(エ) 臨床心理士の派遣費用に関する請求について（前記第3の1(4)関係）

- a 請求人は、臨床心理士の派遣費用について、当該教諭の当該生徒に対する不適切対応がなければ発生しなかった不必要的支出であるとして、その支出が違法・不当であると主張するが、前記イのとおり、当該教諭の行為が不適切なものであったということはできないから、この点に関する請求人の主張は理由がない。

また、請求人は、臨床心理士の派遣が、いじめ対策法の趣旨を歪め、妥当性

を欠く、あるいは、業務実態が形骸化しているなどとして、その支出の違法・不当性を主張する。

しかしながら、第4回目の面談後の＊＊＊年4月には、前記1(7)のとおり、当該生徒も一旦は登校できるようになっている状況も見受けられ、また、前記1(5)イ(イ)のとおり、第1回目と第2回目の面談の場の冒頭、当該生徒と臨床心理士との引き合わせ及び話しやすい雰囲気づくりのために面談の場に当該教諭等が立ち会っていたことも含めて、当該生徒に対する臨床心理士の派遣が、いじめ対策法の趣旨を歪める形で行われたとはいえない。

- b 一方、臨床心理士の派遣に関する経費の支出自体についてみると、前記1(5)イ(ウ)のとおり、当該生徒には計5回の臨床心理士派遣が行われ、＊＊＊年度中に10時間分（面談4回分を含む。）、＊＊＊年度に2時間分（面談1回分）の報酬と通勤に要する費用が支払われているところ、監査した限りにおいて支払手続に不備は見当たらない。
- c 以上によれば、当該生徒に対する臨床心理士派遣に係る経費の支出に違法又は不当な点は見当たらない。

(オ) 調査部会の委員に支払われた報酬及び費用弁償に関する請求について（前記第3の1(5)関係）

- a 請求人は、調査部会に係る経費の支出は、当該教諭の当該生徒に対する不適切対応がなければ発生しなかった不必要的支出であるとして、その支出が違法・不当である旨を主張するが、前記イのとおり、当該教諭の行為が不適切なものであったということはできないから、この点に関する請求人の主張は理由がない。

また、請求人は、委員選任等の手続が不透明であり、いじめ対策法の趣旨を歪めるものであった、実効性を欠いた会議体への委員報酬・会議経費支出は違法又は不当な公金支出に該当する旨主張する。

しかしながら、前記1(2)ウ(ア)乃至(ウ)のとおり、調査部会の委員選任手続等が不透明なものであるとする事実は認められない。また、前記1(2)ウ(エ)乃至(カ)のとおり、調査部会は、適宜会議を行い、本件保護者との面談、関係生徒らに対する聞き取り調査（令和7年6月乃至同年9月までで7回）を実施しており、本件請求時点では、聞き取り調査の結果の精査を進めている状況であることからして、調査部会が実効性を欠いたものとはいえない。

- b 一方、調査部会に関する経費の支出自体についてみると、前記1(6)ウのとおり、令和7年3月の業務実施分から同年9月の業務実施分まで、委員1に

は報酬 計 247,450 円、費用弁償 計 6,820 円、委員 2 には報酬 計 338,100 円、費用弁償 計 9,100 円、委員 3 には報酬 計 247,450 円、費用弁償 計 13,840 円がそれぞれ支払われていたが、監査した限りにおいて、委員 1 の報酬に 2,450 円の過払があること、委員 2 及び委員 3 の報酬にそれぞれ 4,900 円の支払不足があること判明した。教育長は、これらの誤りを是正するため、すでに前記 1 (6) ウに記載のは正措置を講じており、本府に損害は発生しないことが見込まれ、その他支出手続に不適切な点はなかった。

c 以上によれば、調査部会の委員に対する報酬及び費用弁償に係る経費の支出に違法又は不当な点は見当たらない。

なお、調査部会に係る会場使用料等の費用が発生していないのは、前記 1 (6) ウのとおりである。

(3) 結論

以上のとおり、監査を実施した限りにおいて、前記第 3 の 1 (1) 乃至 (5) の監査対象事項に関して違法又は不当な点は見当たらない。

よって、本件請求を棄却する。

(別紙1) 請求人陳述 (略)

(別紙2) 関係職員陳述 (略)

(別紙3) 関係職員陳述に対する請求人の意見 (略)

(別紙4) 関係法令等 (抄) (略)